

## 南三陸警察署からのお知らせ

### ～県民生活の安全と平穏は暴排条例で守られる！～

#### 1 暴力団排除条例って何ですか？

暴力団排除条例とは、「暴排条例」と言われている条例で、都道府県ごとに制定されており、「社会全体で暴力団を排除していくこと」を基本理念として、県民や事業者に対し暴力団との取引や暴力団に資金提供をしないよう義務付けるというものです。

#### 2 違反行為の具体例は？

- ①暴力団の威力を利用して金品などを与えること
- ②暴力団に協力するために金品などを与えること
- ③不動産譲渡（賃貸）契約などの措置などがあります。

「条例の遵守により、社会から暴力団排除を！」

～暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しない～

#### 3 違反したらどうなるの？

- ・条例の規定に基づき、公安委員会は、関係者に対し、報告または資料の提出を求めます。
- ・それによって、条例の規定を遵守しておらず、暴力団排除活動に支障が生じていると認められた場合は、必要に応じて適切な措置を講じるように勧告します。
- ・正当な理由が無く、報告または資料の提供を拒んだり、または正当な理由が無く勧告に従わなかったりする場合、公安委員会はその関係者を公表することになります。

#### 4 条例の適用事例

飲食店などを営む事業者が、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団組員に現金を供与したことから、同事業者と同組員に対して、勧告を実施した。

☎ 南三陸警察署 刑事課 ☎46-3131

## 南三陸消防署からのお知らせ

### 豪雨災害に注意しましょう！

今年の7月、西日本の広い範囲で記録的な豪雨となり、災害が発生し多くの尊い命が奪われました。災害は、いつ、どこで、どのような形で発生するか分かりません。正しい知識を身に付け、もしもの時に備えましょう。

#### ■「特別警報」とは？

「特別警報」は、「警報」の基準よりもはるかに超える数十年に一度の大災害が起ると予想される場合に発表し、対象地域の皆さんに対して最大限の警戒を呼びかけるものです。また、防災無線などにより住民の皆さんへ確実に伝えられることになっています。

#### 災害から身を守るために…

##### ■普段からの備えとして…

- ・最寄りの避難所の確認をする
- ・自宅から避難所までの経路を確認する
- ・家族間での連絡手段を確認する
- ・非常持ち出し品を準備する



##### ■記録的な豪雨が見込まれるときは…

- ・テレビやラジオなどで正確な情報を取得する
- ・得た情報をもとに落ち着いて早めの避難行動をする
- ・外が危険で自宅から避難できない場合は、2階の山側と反対の部屋で待機する
- ・可能なら避難時の自宅の管理（電気ブレーカーを切断するなど）

☎ 南三陸消防署 ☎46-2677 / 歌津出張所 ☎36-2222

## ★ みなトシ ★

～南三陸のたからもの～



### ホソウラギョリュウ ④細浦

ホソウラギョリュウは昭和27年に細浦漁港で見つかり、日本をはじめアジア地域で初めて発見された魚竜化石です。魚竜は海に棲んでいた爬虫類で、イルカのような姿でヒレと大きな目を持ち、イカや魚を捕まえて食べていました。歌津館崎から発見されたウタツギョリュウは、世界最古の魚竜として知られています。

ホソウラギョリュウは、中生代ジュラ紀前期（多くの種類の恐竜がいた時期）に生息していました。発見されたのは目先からくちばしの根元3分の1ほどの化石で、ここから推測すると全長5mを超える巨大な生き物だったようです。写真左下にあるカメラのレンズカバーと比べても化石がとても大きいことが分かります。

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639